

子育発第436号  
平成24年9月7日

保険医療機関等 各位  
保険薬局 各位

徳島市長 原 秀 樹



乳幼児医療費助成制度の拡大実施について（依頼）

秋涼の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は本市の保健・医療・福祉の行政の推進につきまして、格別のご指導、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、従来から実施しております乳幼児等医療費助成制度を平成24年10月1日より小学校修了までに対象年齢を拡大して実施することになりました。

つきましては、10月診療分から実施できるよう準備をしておりますので、ご協力の程お願い申し上げます。

新たに助成対象となる小学4年生から小学校修了までの通院・入院については、保険適用内の自己負担分から保険薬局以外の医療機関（診療科）毎に月額600円を除いた医療費を助成いたします。その他の改正内容につきましては、別紙の「徳島市乳幼児等医療費助成制度の改正内容の概要」をご参照ください。

なお、対象年齢の乳幼児等の疾病・負傷であっても、保育所・幼稚園・小学校・特殊教育諸学校等の学校管理下における災害で、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の規定による災害共済給付が行われる場合には、その給付が行われる限度において、乳幼児等医療費助成制度の助成は従来どおり行われませんのでご注意ください。

問い合わせ先  
徳島市子育て支援課  
手当医療係 ☎621-5564

## 徳島市乳幼児等医療費助成制度の改正内容の概要

施行期日 平成24年10月1日から実施(平成24年10月診療分から適用します。)

### 制度改正内容

	現行制度	新制度
助成対象 年齢	通院 小学3年生修了まで(9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者) 入院 小学3年生修了まで(9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)	通院 小学校修了まで(12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者) 入院 小学校修了まで(12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)
一部自己 負担金	通院 3歳児～小学校3年生修了 1レセプト600円 入院 6歳児～小学校3年生修了 1レセプト600円  ※保険薬局を除く	通院 3歳児～小学校修了 1レセプト600円 入院 6歳児～小学校修了 1レセプト600円  ※保険薬局を除く
入院食事 療養費	対象外	対象外
支給方式	現物給付 ※県外医療機関は償還払い	現物給付 ※県外医療機関は償還払い
受給者 証の色	アイボリー	オレンジ色
受給者証	別紙(旧)見本のとおり	別紙(新)見本のとおり